

## 宇和島東高等学校同窓会旅費規程 (改定案)

### (目的)

第1条 この規程は、宇和島東高等学校同窓会（以下「本会」という。）の役員及び本会事務局職員（以下「役職員等」という。）並びに役職員以外の者が、会務のため出張する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

### (旅費の支給)

第2条 役職員等が出張した場合に旅費を支給する。

2 役職員以外の者が本会の依頼に応じ会務のために出張した場合には、その者に旅費を支給する。

### (出張命令)

第3条 次の各号に掲げる出張は、当該各号に掲げる区分により出張命令権者の発する出張命令、又は出張依頼によって行なわなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する出張・・・会長又は事務局長による出張命令

(2) 前条第2項の規定に該当する出張・・・会長による出張依頼

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、目当、宿泊料及び食卓料 宿泊料（朝食代を含む）とする。

### (旅費の計算 支給)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 前条の定める旅費の計算は、~~「愛媛県教育関係法令集」の中の「職員の旅費に関する条例」に準ずる~~ は出張後に会計に提出された旅程、領収書等をもって支給するものとする。

### (目当及び宿泊料 車賃)

第6条 目当、宿泊料及び食卓料の区分は、~~前条第2号の条例に準じ、会長を「7級以上の職務にある者」、会長以外の役職員を「6級以下の職務にある者」の額を適用するものとする。~~ 第4条にいう車賃にタクシー代は含まない。松山出張の場合、私用車を往復使用した場合、一律6,000円（燃料費を含む）を車両所有者に支給する。駐車料金、高速道路料金は領収書等により負担者に支給する。

### 附則

この規程は 平成30年4月1日 から 改定施行 実施する。

平成25年7月1日 制定